

平成23年度 市・県民税

特別徴収の手引き

飯 山 市

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

電話 (0269) 62-3111 内線161・162 飯山市役所 総務部 税務課 市民税係

市税につきましては、日頃格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて同封の「平成 2 3 年度市・県民税特別徴収の通知書」のとおり、地方税法及び飯山市市税条例の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定し、平成 2 3 年度市・県民税の特別徴収をお願いすることになりました。

つきましては、同封の関係書類をご査収いただき、この手引きを参考に、ご協力をお願い申し上げます。

目 次

	ページ
I 県民税について	1
II 市・県民税の特別徴収について	1
III 納入書について	4
IV 平成 2 3 年度 市・県民税の課税要領	5
V 平成 2 4 年度 給与支払報告書について	8
VI 退職所得に対する市・県民税の事務取扱について	9
VII 給与所得者異動届出書について	9
VIII 特別徴収義務者の名称変更届出書について	10
IX 特別徴収追加者名簿・指定通知書について	10

I 県民税について

平成20年4月1日から「緑の社会資本」である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、「長野県森林づくり県民税」（500円）が導入され県民税均等割額が、1,000円から1,500円に変更となりました。

II 市・県民税の特別徴収について

1 特別徴収について（地方税法第321条の3）

給与所得者個人の市・県民税を、6月から翌年5月までの12回に月割りし毎月の給与から天引きし、取りまとめて納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者について（地方税法第321条の4）

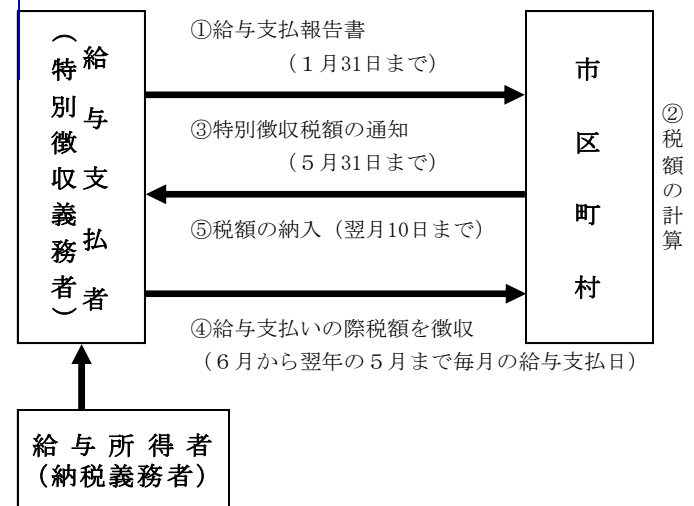
所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定にしたがい、給与の支払いの際に所得税を源泉徴収し納入する義務を負う方について、市条例により指定された方をいいます。

3 特別徴収税額の通知書について（地方税法321条の4第2項）

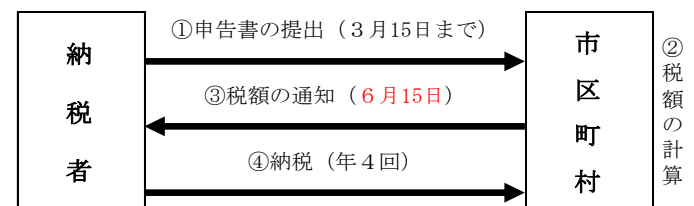
同通知書を2部同封しましたが、納税義務者用通知書（青色）はミシン線により切り離し、本人に交付してください。（退職等により交付・徴収できない方の分がありましたら、「給与所得者異動届出書」に添えてご返送ください。）

また、特別徴収義務者用（茶色）は保管の上、徴収・異動・変更等にご利用ください。

特別徴収の方法による納税のしくみ （平成23年度）



参考：普通徴収の方法による納税のしくみ



4 徴収と納入について（地方税法第321条の5）

特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）により、納税者の月割額を毎月天引きし、各自の納入書に添えて、下記の納期限までに最寄の金融機関で納入してください。なお、一般的に6月分と7月以降分の額は異なっていますので、7月分の徴収の際にはご注意ください。

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	7月11日 まで	8月10日 まで	9月12日 まで	10月11日 まで	11月10日 まで	12月12日 まで	1月10日 まで	2月10日 まで	3月12日 まで	4月10日 まで	5月10日 まで	6月11日 まで

★納入場所について 飯山市の指定金融機関等とは下記のとおりです。

長野県信連飯山事務所	北信州みゆき農業協同組合柳原出張所
北信州みゆき農業協同組合中部支所	北信州みゆき農業協同組合太田出張所
北信州みゆき農業協同組合秋津出張所	㈱八十二銀行飯山支店
北信州みゆき農業協同組合木島出張所	長野信用金庫飯山支店
北信州みゆき農業協同組合西部支所	長野県信用組合飯山支店

上記の指定金融機関等が近くにはない場合は、最寄の郵便局をご利用ください。

指定通知書を添え、同封の納入済通知書がそのまま使用できます。

取りまとめ局 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター （00550-9-960150・長野県飯山市役所）

なお、納入書につきましては5ページを参照の上、お取扱い願います。

5 各所得の合算課税について

納税者に貴事業所からの給与以外の所得がある場合、原則として合算課税して徴収することになります。（乙欄適用者を除く）

なお、特別徴収税額の通知書（納税義務者用）には合算された所得の種類を表示してあります。（合算された所得が給与所得の場合は合算表示がされませんのでご了承ください。）

6 税額の変更について（地方税法第321条の6）

修正申告・調査等により、納税者の市・県民税額が年の途中で変更になることがあります。この場合も通知書をお送りしますので、変更後の月割額で徴収・納入してください。変更の場合の納付書については、P4を参照ください。なお、納税義務者用については、本人にお渡しください。

この場合、貴事業所の納入金額は当初と異なりますのでご注意ください。

7 退職（休職）・転勤等の届出について（地方税法第321条の5第3項、第317条の6第2項）

退職等により給与の支払いを受けなくなる方が生じた場合は、9～13ページを参照の上、異動届出書に記入し、すみやかに提出してください。

この届出が遅れますと、異動者分の税額が貴事業所の滞納額として残ったり、納税者が一度に多額の税額を納めることとなりますので特にご注意願います。

また、異動者の新たな勤務先において特別徴収を継続できる場合も、9～13ページを参照の上、転勤の形で異動届出書の新勤務先へすみやかに送付してください。また、新たに貴事業所に勤務される方について、転勤の異動届出書の送付を受けた場合は、記入の上すみやかに提出し、台帳に控えた上で、その方の特別徴収税額の徴収・納入を継承してください。

これらの場合にも、貴事業所の納入金額が当初の月割額と異なりますのでご注意ください。

8 退職（休職）者の未徴収税額について（地方税法第321条の5第2項ただし書き）

（1）退職（休職）者の未徴収税額は、給与等から一括徴収してください。

① 6月1日から12月31日までの間の退職（休職）の場合は、異動届出書に本人の承認印を得てから一括徴収してください。翌年1月1日以降は本人の承認は不要です。なお、6月退職者についても一括徴収はできます。

② 異動届出書に一括徴収税額の納入月、その他必要事項を9～13ページを参照の上記入し、提出してください。

③ 一括徴収した税額は、その月の月割額に合算し、納入してください。

（2）一括徴収できないときは

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「3. 普通徴収」に○印をし、その他必要事項を記入の上、すみやかに提出してください。（一括徴収できなかった税額は、本人が直接納入することになります。）

この場合も、貴事業所の納入する月割額が変わりますので、ご注意ください。

9 特別徴収税額の納入が遅れたとき（地方税法第326条・第330条）

各月の納期限までに納入されない場合は督促状が発送され、督促手数料の100円及び延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日からの日数に応じ、税額に年14.6%（1ヵ月を経過する日までは年7.3%）の割合で計算されます。これらの延滞金や督促手数料は、特別徴収義務者の負担となります。また、督促状を発送して10日を経過した日までに納入されない場合は、滞納処分を受けることになりますのでご注意の上、期限内納入をお願いいたします。

特別徴収事務担当の方へお願い ————— 退職される方に、次のことをお伝えください。

- （１）一括徴収できなかった方の未徴収税額は、市役所から別途送付される納付書により、直接収めていただくことになります。
- （２）市・県民税は、前年の所得に基づいて計算されますので、退職して無収入になったとしても、前年の所得に応じて課税になることがあります。

Ⅲ 納入書について

当市の納入書は、OCR（光学文字読取方式）処理用の全国統一様式を用いております。（12ヶ月分＋予備2枚）

次の点に注意して、納入してください。

1. 「納入金額（1）」の欄には、当初の月割額をすでに打出してあります。各月の納入金額がここから変更がない場合には、何も記入せずにそのままお使いください。
2. 税額変更や、受給者の退職・転勤等により、納入すべき金額が「納入金額（1）」と異なることになった月からは、「納入金額（1）」の数字を黒横線で抹消し、「納入金額（2）」の該当欄に納入すべき金額を記入してお使いください。

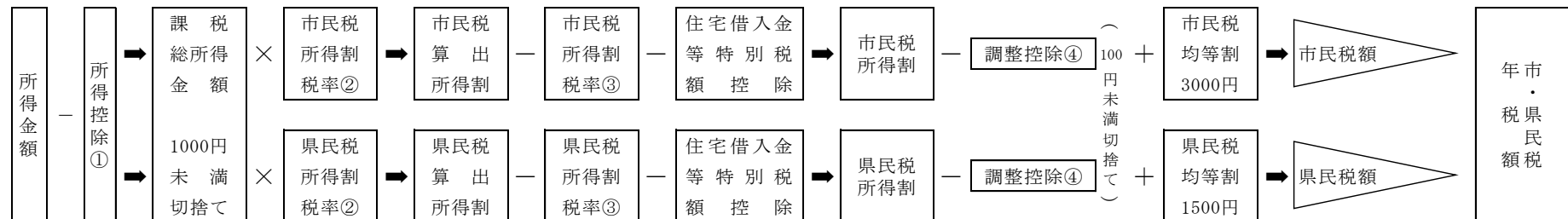
特に、納入済通知書（3連のうち右はじの紙）への記入については、

- ・黒字で
- ・はっきりと、ていねいに
- ・ひとつひとつ（続き書きしないで）
- ・汚さないよう

ご記入いただくよう、お願いいたします。

IV 市・県民税の課税要領

●総合課税



長野県		飯山市		個人市民税		個人県民税		納入済通知書		公 ①	
市町村コード				口 座 番 号				加 入 者 名			
2 0 2 1 3 4				00550-9-960150				長野県飯山市役所			
303											
年 月 分 平成				指 定 番 号 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				納入金額(1) 円 — 85,000 —			
202134				給与分 (一括徴収分を含む)				億 千 百 十 万 千 百 十 円 			
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄と異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。				退 職 所得分							
				延滞金							
納期限 平成 年 月 日				督促 手数料							
取りまとめ局 〒380-8749 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター				合計額							
領収日付印				(特別徴収義務者)							
				住所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称							
				税額変更(85,000円が 80,000円となった場合)の記入例 ↑							

上記のとおり通知します。(受付店→長野県信連飯山事務所(取りまとめ店)→市)(市保管)

① 所得控除

雑 損 控 除		損失の金額－所得金額×10％が災 害関連支出金額－ 5 万円の多い方		地震保険料控除の控除額			基 礎 控 除			330,000円	
医 療 費 控 除		医療の差引負担額－（10万円と 所得金額の 5 ％とのいずれか少な い方の金額）最高限度200万円		区 分	年間の支払	控 除 額	配 偶 者 控 除	同居特別障害者 である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	560,000円	
社会保険料控除		健康保険共済掛金等（全額）			保険料の合計				老人控除対象配偶者	610,000円	
小規模企業共済等		中小企業事業団に支払った第一種		(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額÷2		上記以外の 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	330,000円	
掛 金 控 除		共済契約掛金（全額）			50,000円超	25,000円			老人控除対象配偶者	380,000円	
寄 附 金 控 除		県共同募金会又は日赤県支部等		(2)旧長期損害	保 険 料	5,000円超	扶 養 控 除	同居特別障害者 である扶養親族	一般の扶養親族	560,000円	
		1：（寄付金額-2,000円）×10％ 上限は総所得の30％まで				15,000以下			支払金額÷2 +2,500円	特定の扶養親族	680,000円
		地方公共団体への寄附金については上記1と2の合計額		(H18・2・31ま でに契約した長 期損害保険料)	15,000円超	10,000円			老人扶	同居老親等以外	610,000円
		2：（寄附金額-2,000円）×（90％－寄附者の所得税率）			養親族	同 居 老 親 等			680,000円		
☆ 2 については住民税所得割額の10％が上限						(1)、(2)それぞれ	上 記 以 外 の 扶 養 親 族	一般の扶養親族	330,000円		
生命保険料		①	15,000円以下	全 額	(1)・(2)両方が ある場合	の方法で計算し た金額の合計額 (最高25,000円)		特定の扶養親族	450,000円		
控 除		生 命	15,000～49,000円	A×1/2+7,500円				老人扶	同居老親等以外	380,000円	
A＝		保 険 料	40,001～70,000円	A×1/4+17,500円				養親族	同 居 老 親 等	450,000円	
生命保険		の み	70,000円超	一律35,000円			障害者控除			一般の障害者	260,000円
料支払額		②	15,000円以下	全 額	勤労学生控除	前年の所得が65万円以下で 給与所得者以外の所得が10 万円以下の者	寡 婦 （ 寡 夫 ） 控 除	特別の障害者	300,000円		
B＝		個 人 年	15,000～49,000円	B×1/2+7,500円				一般の寡婦	260,000円		
個人年金		金 保 険	40,001～70,000円	B×1/4+17,500円					特別の寡婦	300,000円	
保険料		料 の み	70,000円超	一律35,000円						寡 夫	260,000円
支払額		③両方	①の控除額＋②の控除額			260,000円					

② 税率表

市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

③ 配当控除（税額控除）

課税所得金額が1,000万円以下の場合
市民税額は配当金額×1.6％
県民税額は配当所得×1.2％
課税所得金額が1,000万円を超える部分の金額
市民税額は配当金額×0.8％
県民税額は配当所得×0.6％

④ 調整控除

個人住民税所得割額の10％比例税率化に伴い、所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を増減する。

課税所得金額が 200万円以下の 場合	a、bのいずれか少ない金額の5％
	（都道府県民税2％、市町村民税3％）
	a．人的控除差の合計額
	b．課税所得金額
課税所得金額が 200万円超の場合	aからbを控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の5％
	（都道府県民税2％、市町村民税3％）
	a．人的控除差の合計額
	b．課税所得金額から200万円を控除した金額

※課税所得金額は課税総所得、課税山林所得及び課税退職所得金額の合計額

（申告分離税額に係る課税所得金額は含まない）

※税額控除前の所得金額から調整控除額として減額します。

● 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者（控除対象配偶者に該当しない方）の所得が380,001円～759,999円の方は、控除を受けられます。

配偶者の合計所得金額が38万円以下、または76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001～449,999	330,000
450,000～499,999	310,000
500,000～549,999	260,000
550,000～599,999	210,000
600,000～649,999	160,000
650,000～699,999	110,000
700,000～749,999	60,000
750,000～759,999	30,000
760,000～	0

● 住民税額

市 民 税 額 + 県 民 税 額
 （市民税所得割＋市民税均等割） （県民税所得割＋県民税均等割）

● 所得割

下記の非課税者の範囲に該当する方で、前年中の所得が、次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

《算 式》 350,000円×（1＋控除対象配偶者＋扶養人数）＋320,000円
 （ ※ただし、320,000円加算は、控除対象配偶者または扶養親族のいる場合のみ加算されます。）

● 均等割

下記の非課税の範囲に該当する方以外で、前年中の所得が次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

（ ※ただし、168,000円加算は控除対象配偶者または扶養親族のいる場合のみ加算されます。）

● 非課税の範囲

①前年中に所得を有しなかった方。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。

③前年中の合計所得が、125万円以下で次に該当する方。

障 害 者…納税者本人が精神保健指定医等から知的障害者と判定された方及び障害者手帳を有する方等。

未成年者…平成23年1月1日現在で満20歳未満の方。

寡 婦…次のいずれかにあてはまる方。

☆ 夫と死別し、若しくは離婚した後、婚姻をしていない方
 または夫の静止画明らかでない方で、前年の総所得金額が38万円以下である扶養親族または生計を一つにする子を有している方。

☆ 夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得が500万円以下である方

寡 夫…妻と死別し、若しくは離婚した後、婚姻をしていない方または妻の生死が明らかでない方で、前年の総所得金額が38万円以下である生計を一つにする子を有する前年の合計所得金額が500万円以下である方。

● 分離課税分の計算

①分離譲渡所得分の計算

1) 一般の分離長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額…5%（市民税3% 県民税2%）

2) 優良分の分離長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額…2,000万円以下…4% $\left\{ \begin{array}{l} \text{市民税} 2.4\% \\ \text{県民税} 1.6\% \end{array} \right\}$
 …2,000万円超……5% $\left\{ \begin{array}{l} \text{市民税} 3\% \\ \text{県民税} 2\% \end{array} \right\}$

3) 住居用財産の譲渡に係わる分離長期譲渡所得

6,000万円以下…4%（市民税2.4% 県民税1.6%）

6,000万円超……5%（市民税3% 県民税2%）

4) 分離短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額（一般）…市民税5.4% 県民税3.6%

課税短期譲渡所得金額（国等に対する譲渡の場合）

…市民税 3% 県民税 2%

5) 株式等に係わる譲渡所得等……市民税3% 県民税2%

②山林所得分の計算

$(\text{課税山林所得}) \times 1/5 \times \text{総合課税の税率} \times 5$

V 平成24年度給与支払報告書について

給与の支払いをする者は、その支払いを受けている者の給与支払報告書を、1月1日現在その者が居住する住所の市町村長に、1月31日までに提出しなければならない（地方税法317条の6）とされています。また、平成23年1月1日以降に、年途中で退職し、給与の支払を受けなくなった方についても退職時の市町村長に1月31日までに給与支払しなければならないこととされましたのでご注意ください。提出の際は次の点にご注意ください。

1. 給与支払報告書の記入について

給与支払報告書の記入は、受給者の所得額・控除項目のほか、住所・氏名（フリガナ）・生年月日についても全て記入をお願いします。また、税制改正に伴い、様式の変更が想定されます。ご確認のうえ、記入してください。

特別徴収できない方のうち「乙欄」や「退職」に該当する方については、それぞれの欄の記入を確実にお願いします。

2. 給与支払報告書の提出について

特別徴収できる方とできない方（普通徴収）は、仕切用紙で区分して提出してください。

3. 所得税から住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額を引ききれなかった方

平成21年度税制改正において、新たな住宅ローン控除が適用となりました。所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった額を市・県民税から控除できることとなりました。その場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算された住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入することとなっておりますので記入漏れのないように十分注意してください。この記載内容に基づき、市・県民税を控除しますので、各個人での申告は不要です。

※この税制改正に伴い、税源移譲に伴って控除しきれない額が生じた方（平成11年から平成18年末までに入居した方）は、これまで各個人で市へ申告していただいていたおりましたが、必要事項が源泉徴収票に記載されることとなりますので、申告は不要となりました。

VI 退職所得に対する市・県民税の事務取扱について

退職所得に対する個人の市・県民税は、退職手当等の支払者が退職手当等の額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を差し引いて退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。（地方税法第328条）

1. 納入期限

退職手当等を支払う際に差し引いた税額は、翌月の10日までに納入してください。

2. 納入書及び納入申告書の記入について

特別徴収税額納入書の(2)欄の「退職所得分」に記入してください。裏面にある納入申告書の所要事項も必ず記入してください。

3. 退職所得控除額

退職所得控除額は次により計算してください。

①通常の退職の場合

- ・勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）
- ・勤続年数が20年を超えた場合 800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

4. 税 額

税額表によらず、算出を行っていただく事になりましたが、平成19年1月1日以降適用の「退職所得に対する市町村民税・都道府県税の特別徴収税額早見表」がありますので、該当者がある場合は、ご連絡ください。

VII 給与支払報告 特 別 徴 収 にかかる給与所得者異動届出書について

異動があるときは、非課税の方や、1期のみで課税で既に納税が終わっている方も含め、すべての方の分を提出してください。

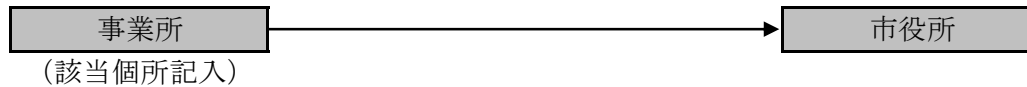
★退職・休職等

(1) 記入の方法

一括徴収の場合……記入例①（11ページ）を参考にしてください。

普通徴収の場合……記入例②（12ページ）を参考にしてください。

(2)提出の方法

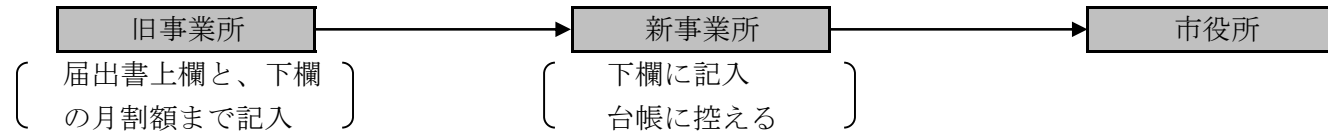


★転勤・転職（退職して、引き続き他の事業所へ勤務する場合も、この方法によります。）

(1)記入の方法

記入例③（13ページ）を参考にしてください。

(2)提出の方法



★23年1月1日以降の異動者

退職者、転勤者（23年中に他の市町村へ住所を変更された方）で24年度の給与支払報告書が他の市町村へ提出済みのとき。

①現に課税されている市町村と

②24年度給与支払報告書の提出市町村の

（②の税額欄記入不要）

両方へ異動届出書を出してください。（新住所地の市町村で

は異動の有無がわからないため、必ず提出してください。）

様式は、飯山市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

VIII 特別徴収義務者の名称等変更届出書について

所在地・名称等が変更になった場合は、必ず提出してください。（提出されない場合には、税額変更等の送付が遅れる場合があります。）

様式は、飯山市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

IX 特別徴収追加者名簿・指定通知書について

特別徴収追加者名簿…年の途中で特別徴収に変更になった場合は提出してください。

指 定 通 知 書…納付の際に、ゆうちょ銀行（郵便局）を新たに利用される場合は、別紙の指定通知書を（ゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届書 特 別 徴 収

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

記入例①
(退職で一括徴収の場合)

平成23年8月1日	(特別徴収者) 給与支払者	所在地	〒 389-2253 飯山市大字飯山1 1		特別徴収義務者指定番号	50											
飯山市長 あて		名称	(有)飯山商事		整理番号												
		代表者の職氏名印	代表取締役 飯山 太郎 (印)		個人番号	119											
		連絡者の氏名及び電話番号	氏名	飯山 太郎		電話	0269-62-1234 番										
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください		一括徴収税額の納入月	1月1日以降退職時までの給与支払額						
フリガナ	イイヤマ シロウ							異 動 の	異動後の未徴収税額の徴収方法								
氏名	飯山 二郎 (旧姓)							① 退職	1. 特別徴収継続	一括徴収した税額は、	円						
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記載願います)		円	6 月分	円	円	23・7・31	2. 転勤	② 一括徴収	8 月分	789,200						
	飯山市大字飯山2		36,000	7 月分	6,000	30,000		3. 休職				3. 普通徴収 (市町村で徴収)	(9 月 10 日)	円			
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)																4. 長欠
	同 上																5. 死亡
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)					6. 会社解散											
								7. 住所異動									
								8. 住所異動									

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。 (1～5月の退職分は一括徴収してください)

退職日が	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収額		※市町村記入欄	月 割 額	
6月1日～12月31日の場合は、異動者の承認を得てください。	(飯山)	8・15	支払予定日ごとの徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)		月分	月分以降
この期間以外は承認不要。			30,000 円	円		円	円
				円			
				30,000 円			

転 勤 等 に よ る 特 別 徴 収 届 書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	(特別徴収者) 給与支払者	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		※ 整理番号	
		名称		※ 個人番号	
		代表者の職氏名印	(印)	連絡者の氏名及び電話番号	氏名
	納入書希望の有無 (新規義務者の場合○でかこむ)	1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。	電話		番

給与支払報告 に係る給与所得者異動届書 特 別 徴 収

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

記入例②
(退職で普通徴収の場合)

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
	特別徴収義務者指定番号		
	50		
	整 理 番 号		
個 人 番 号		162	
連絡者の氏名及び電話番号	氏名	飯山 太郎	
	電話	0269-62-1234 番	

平成23年11月5日	(特別徴収者) 給与支払者	所在地 〒389-2253 飯山市大字飯山11	代表取締役 飯山 太郎 (印)				特別徴収義務者指定番号	50	
飯山市長 あて		名称 (有)飯山商事					整理番号		
		代表者の職氏名印					連絡者の氏名及び電話番号	氏名	飯山 太郎
							電話	0269-62-1234 番	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください	
フリガナ	イイヤマ サブロウ							異 動 の	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	飯山 三郎 (旧姓)							1. 特別徴収継続	一括徴収税額の納入月
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記載願います)	円	6 月分	円	円	23・7・31	① 退職	2. 一括徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額
現住所	飯山市大字飯山3	27,600	10 月分	11,500	16,100		2. 会社解散	③ 普通徴収 (市町村で徴収)	円
本籍地	(給与の支払を受けなくなった後の住所)						3. 住所誤報	一括徴収した税額は、 月分で 納入します。 (月 日 納入)	控除社会保険料額
	(現住所不明の場合は本籍地)								円

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。 (1～5月の退職分は一括徴収してください)

退職日が	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収額		※市町村記入欄	月 割 額	
6月1日～12月31日の場合は、異動者の承認を得てください。			支払予定日ごとの徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)		月分	月分以降
この期間以外は承認不要。			円	円		円	円
			円	円			

転 勤 等 に よ る 特 別 徴 収 届 書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	(特別徴収者) 給与支払者	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		※ 整 理 番 号	
		名 称		※ 個 人 番 号	
		代表者の職氏名印		連絡者の氏名及び電話番号	氏名
月分から徴収し 納入する。		納入書希望の有無 (新規義務者の場合○でかこむ)	1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。	電話	0269-62-1234 番

給与支払報告 に係る給与所得者異動届書 特 別 徴 収

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

記入例③
(転勤の場合)

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
	特別徴収義務者指定番号		
	50		
	整理番号		
個人番号		163	
連絡者の氏名及び電話番号	氏名	飯山 太郎	
電話	0269-62-1234 番		

フリガナ	イイヤマ シロウ	(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください	一括徴収税額の納入月	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	飯山 四郎 (旧姓)	円	6 月分	円	円	23・7・31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	① 特別徴収継続 ② 一括徴収した税額は、 月分で 納入します。 (月 日 納入)	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記載願います) 飯山市大字飯山4	60,000	7 月分	10,000	50,000				円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 同 上								
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)								

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。 (1～5月の退職分は一括徴収してください)

退職日が 6月1日～12月31日の場合は、 異動者の承認を得てください。	異動者印	給与又は退職手当等の 支払予定日	一括徴収額	※ 市町村記入欄	月 割 額	
この期間以外は承認不要。			支払予定日ごとの徴収予定額		月分	月分以降
			円		円	円
			円			
			円			

転 勤 等 に よ る 特 別 徴 収 届 書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 50,000 円 8 月分から徴収し 納入する。	(特別 給与 徴収 者)	所在地	〒 389-2253 飯山市大字飯山1 1 1	特別徴収義務者指定番号	2500
		フリガナ		※ 整理番号	
		名 称	(有)飯山産業	※ 個人番号	1
		代表者の 職氏名印	代表取締役 飯山 五郎 (印)	連絡者の 氏名及び 電話番号	氏名 飯山 六男 電話 0269-62-5678 番
	納入書希望の有無 (新規義務者の 場合○でかこむ)	1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。			

（注意）
1 2
先 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、また、徴収台帳への記入額を必要の手続きを
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届書

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日		(特別徴収者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者指定番号			
			フリガナ					整理番号			
			名称					個人番号			
飯山市長 あて			代表者の職氏名印	(印)				連絡者の氏名及び電話番号	氏名 電話 番		
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください		一括徴収税額の納入月	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ								異 動 の	異動後の未徴収税額の徴収方法		
氏名	(旧姓)							1. 退職	1. 特別徴収継続	一括徴収した税額は、 月分 で納入します。 (月 日) 納入	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記載願います)		円	月分	円	円		2. 転勤	2. 一括徴収		円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)			から				3. 休職			控除社会保険料額
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)			まで				4. 長欠			円
								5. 死亡	3. 普通徴収 (市町村で徴収)		
								6. 会社解散			
								7. 住所誤報			
								8.			

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。(1～5月の退職分は一括徴収してください)

退職日が	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収額		※市町村記入欄	月 割 額		
6月1日～12月31日の場合は、異動者の承認を得てください。			支払予定日と の徴収予定	合 計 (上記(ウ)と同額)		月 分	月分以降	
この期間以外は承認不要。			円	円		円	円	
			円	円				

転勤等による特別徴収届書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	(特別徴収者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ					※ 整理番号	
		名称					※ 個人番号	
		代表者の職氏名印	(印)				連絡者の氏名及び電話番号	氏名 電話 番
月分から徴収し納入する。		納入書希望の有無 (新規義務者の場合○でかこむ)	1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。					

特別徴収義務者の名称等変更届出書

平成 年 月 日 飯 山 市 長 あて	給 与 支 払 者	所在地		指定番号		
		名 称		連絡者の 係・氏名 並 び に 電話番号	係	
		代表者の 職氏名印			氏 名	
			⑩	電 話		

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地		
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話		
		変更年月日 平成 年 月 日

※ 所在地・名称には誤読を避けるために必ずフリガナをつけてください。

平成 年 月 日

(株) ゆうちょ銀行

本・支店長様
郵便局長様

長野県飯山市長

ゆうちょ銀行 支店
郵便局 の指定について

特別徴収の納入について、従来利用していたゆう
ちょ銀行 支店・郵便局以外の上記当該機関を利用
される場合は、右の「指定通知書」に局名等を記入
し、当初納入の際、該当のゆうちょ銀行 支店・郵
便局に提出してください。

指 定 通 知 書

貴局を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づき当市の市・県
民税特別徴収税額払込取扱局に指定しましたので、通知いたします。

記

- 口座番号 00550-9-960150
- 加入者名 飯山市会計管理者
- 取りまとめ局 (株) ゆうちょ銀行長野貯金事務センター

特別徴収追加者名簿

税務課市民税係 あて

下記のとおり、市民税の特別徴収を行います。

記

1 給与所得者

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

以上 _____ 名分

2 特別徴収義務者

住 所 _____
事 業 主 _____
電話番号 _____
指定番号 _____

3 徴収開始月 平成 _____ 年 _____ 月分より徴収します。
(_____ 月 _____ 日納入予定)

普通徴収の _____ 期分まで納付済みです。